

岩手県告示第387号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
鶯宿温泉病院	岩手郡雫石町南畑第32地割265番地	令和6年4月30日